

重要事項説明書

介護老人保健施設短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護)

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 なごみ
- ・開設年月日 平成19年4月12日
- ・所在地 福井県大飯郡おおい町本郷第92号51番地1
- ・電話番号 0770-77-3184
0770-77-1050 (通所リハビリテーション直通)
- ・ファックス番号 0770-77-3388
- ・管理者名 白崎 信二
- ・介護保険事業所番号 (1852380029号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話など、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように、介護保健施設サービスを提供します。また、1日でも早く家庭への復帰が図れ、居宅での生活が1日でも長く継続されるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上で、ご利用ください。

[介護老人保健施設 なごみの運営方針]

「当施設は上記の目的を柱とし、利用者の皆さまが介護保健施設サービスの提供を通じて、各個人の能力に応じた生活が、今以上に維持できるよう支援することを運営方針としています。」

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1名以上			診療業務
・薬剤師	1名			薬剤調剤業務
・看護職員	4名以上		2名以上	看護業務
・介護職員	8名以上	4名以上		介護業務
・支援相談員	1名以上			相談、計画
・理学療法士	1名以上			機能訓練業務
・作業療法士				
・言語聴覚士				
・管理栄養士	1名			栄養管理、指導、計画業務
・介護支援専門員	1名以上			相談、計画作成、支援
・事務職員	1名			事務業務
・その他	1名			看護・介護師長（統括業務）

(4) 入所定員等 ・定員 50名(短期入所療養介護は空床利用となります。)
・療養室 個室 14室、4人室 9室

(5) (介護予防) 通所リハビリテーション 利用定員 40名

2. サービス内容

①短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案

②食事(食事は、食堂で食べていただきます。)

朝食 7時30分～ 8時30分

昼食 12時00分～12時45分

夕食 18時00分～18時45分

③排泄

排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した介助を行います。

④入浴

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。週に最低2回の利用ができますが、身体の状態により、清拭となる場合があります。

⑤送迎

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行う事が必要な場合は、居宅と事業所間の送迎を行います。(通常の送迎の実施地域：おおい町、高浜町、小浜市です。)

⑥医学的管理・看護

薬の効果は同じですが、名前の違う薬を使用する場合があります。(ジェネリック医薬品)

⑦介護

⑧リハビリテーション

理学療法士・作業療法士などにより、心身の状態に応じた日常生活を送るために必要な機能回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫理美容サービス

希望者のみ月1回実施します。

⑬行政手続代行

代行できない業務等もあります。

⑭その他

これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いしています。

○協力医療機関

・名称 おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所

・住所 福井県大飯郡おおい町本郷第92号51番地1

○協力歯科医療機関

・名称 医療法人 歯科 三宅医院

・住所 福井県大飯郡おおい町本郷第139番地12号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

※電話番号などの連絡先を変更された場合は、速やかに施設にお知らせください。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・面会について

面会の時間は、午前9時から午後7時までです。

利用者様への飲食物の差し入れ、お見舞金のお持ち込みは禁止としています。

感染症等の流行期には面会を制限する場合があります。

・貴重品（現金含む）、飲食物（サプリメント含む）、危険物（ハサミ、針、ライター等）、は禁止としています。

・飲酒、喫煙、火気の取扱い、政治・宗教活動、ペットのお持ち込みは禁止としています。

・洗濯について

基本的に衣類の洗濯はご家族でお願いしています。

汚れものは、洗濯物置場（ご本人専用カゴ）に置かせていただきますが、午後8時までに取りに来ていただきますようお願いいたします。コインランドリーもごございます。

家族様の洗濯が困難な場合には、業者をご案内する事も可能ですのでご相談下さい。

（※利用者様と業者との個人契約となりますので、各自で開始と終了の連絡をお願いいたします。）

施設ではティッシュやオムツが混入しているか確認はしておりますが、ご家族様でも、今一度洗濯をされる前には洗濯物の確認をお願いします。

・他科受診について

入所中の医療機関への受診は、介護老人保健施設で必要な医療の提供が困難な場合に限り、施設長の指示が必要になります。

・外出・外泊について

外泊は、月に6日までとなっております。事前に申込書をサービスステーションにご提出ください。ご事情があれば、お電話でも対応していますので職員にご相談ください。

外出・外泊時の施設外での受診も他科受診になりますのでご理解ください。

また外出、外泊時はご家族同伴でお願いしています。

車いす・ポータブルトイレの貸出も行っています。

感染症等の流行期には外出・外泊を制限する場合があります。

・所持品等について

紛失防止のため、必ずお名前を付けてください。

・電気製品の持ち込みについて

テレビ、電気毛布など電源を必要とされる電気製品のお持ち込みには、使用料が必要です。ご利用前にご相談ください。

※施設利用料金と一緒にご請求させていただきます。

※居室によってはラジオが入りにくい事があります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 苦情等申立窓口

ご要望や苦情等がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。相談員等が速やかに対応いたします。また、通所リハビリテーション側入口に設置の「ご意見箱」に書面で投函いただければ、管理者に直接お申し出いただくことができます。

当施設相談窓口	おおい町保健・医療・福祉総合施設 介護老人保健施設 おおい町本郷第9 2号5 1番地1 電話 0770-77-3184 FAX 0770-77-3388 担当者：稲垣 由美 谷久 由佳 島田 恭輔
おおい町介護保険 相談窓口	おおい町役場（介護福祉課）、地域包括支援センター おおい町本郷第9 2号5 1番地1 電話 0770-77-1155 FAX 0770-77-3377
高浜町介護保険 相談窓口	高浜町保健福祉課 高浜町和田 117号68番地 電話 0770-72-5887 FAX 0770-72-6109
小浜市介護保険 相談窓口	・小浜市役所 高齢・障がい者元気支援課 介護保険グループ 小浜市大手町6号3番地 電話 0770-64-6014 FAX 0770-53-1016 ・小浜市地域包括支援センター 小浜市南川町4号31番地 電話 0770-64-6015 FAX 0770-53-3480 ・小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター 小浜市遠敷84号3番地4 電話 0770-56-5855 FAX 0770-56-5810
国民健康保険団体連合会	福井県国民健康保険団体連合会（介護保険係） 福井県自治会館4階202-1 電話 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙1>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上や利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。このサービスの提供には、利用者に関わる職種の職員により、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れて、計画内容の同意をいただきます。

3. 利用料金

(1) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。）

在宅強化型

《従来型個室》

・要支援1	632円
・要支援2	778円

《多床室》

・要支援1	672円
・要支援2	834円

基本型

《従来型個室》

・要支援1	579円
・要支援2	726円

《多床室》

・要支援1	613円
・要支援2	774円

その他

《従来型個室》

・要支援1	566円
・要支援2	711円

《多床室》

・要支援1	601円
・要支援2	758円

(2) 短期入所療養介護の基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

在宅強化型

《従来型個室》

・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1,017円
・要介護5	1,074円

《多床室》

要介護1	902円
要介護2	979円
要介護3	1,044円
要介護4	1,102円
要介護5	1,161円

基本型

《従来型個室》		《多床室》	
・要介護1	753円	・要介護1	830円
・要介護2	801円	・要介護2	880円
・要介護3	864円	・要介護3	944円
・要介護4	918円	・要介護4	997円
・要介護5	971円	・要介護5	1,052円

その他

《従来型個室》		《多床室》	
・要介護1	738円	・要介護1	813円
・要介護2	784円	・要介護2	863円
・要介護3	848円	・要介護3	925円
・要介護4	901円	・要介護4	977円
・要介護5	953円	・要介護5	1,031円

(3) 加算費用

身体拘束廃止未実施減算

1%減算（1日につき）

※身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

高齢者虐待防止措置未実施減算

1%減算（1日につき）

※虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置を講じなければならない。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

業務継続計画未実施減算

1%減算（1日につき）

※以下の基準に適合していない場合減算となる。

1. 感染症や非常災害時に利用者へのサービス提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定していること。
2. 当該計画に従い必要な措置を行っていること。

認知症ケア加算

76円（1日につき）

※日常生活に支障を来すおそれのある症状や行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者を、認知症専門棟において介護を行った場合。

※予防は算定しない。

総合医学管理加算

275円（1日につき10日を限度）

※治療管理を目的とし、以下の基準に従い、指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算。

- ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行うこと。
- ・診療方針、診断、処置を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載すること。
- ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行うこと。

口腔連携強化加算 **50円（1月につき）**
 ・施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合。
 ・施設は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合。

夜勤職員配置加算 **24円（1日につき）**
 ※夜勤を行う看護職員又は介護職員を、利用者20名に対し1名以上配置した場合。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ） **51円（1日につき）**
 ※厚生労働大臣が決める基準に適合した場合。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ） **51円（1日につき）**
 ※厚生労働大臣が決める基準に適合した場合。

サービス提供体制強化加算 いずれか該当する区分
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） **22円（1回につき）**
 ※以下のいずれかに該当すること。

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。
- ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上

サービス提供体制強化加算（Ⅱ） **18円（1回につき）**

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ） **6円（1回につき）**

※以下のいずれかに該当すること。

- ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上。
- ②常勤職員75%以上。
- ③勤続7年以上の介護士30%以上。

介護職員等処遇改善加算（1月につき） いずれか該当する区分 **2024年6月1日から**
 (Ⅰ) **所定単位の7.5%に相当する額**
 (Ⅱ) **所定単位の7.1%に相当する額**
 (Ⅲ) **所定単位の5.4%に相当する額**
 (Ⅳ) **所定単位の4.4%に相当する額**

※介護職員の処遇に要する費用として、サービス費と各種加算、減算額を合計した金額に相当する額が加算される。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算については2024年5月31日まで。

個別リハビリテーション実施加算 **240円（1日につき）**
 ※医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示

を受けた理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合。

若年性認知症利用者受入加算 120円（1日につき）
※若年性認知症利用者に対して、介護保健施設サービスを行った場合。

緊急短期入所受入加算 90円（1日につき）
※介護者が疾病やその他のやむを得ない理由により、短期入所が必要となり、居宅サービス計画において利用することが計画されていない利用者の受入れを行った場合。入所日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度。
※予防は算定しない

重度療養管理加算 120円（1日につき）
※要介護状態区分が、要介護4又は要介護5の利用者で下記に該当し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。
（イ）常時頻回の喀痰吸引 （ロ）人工呼吸器を使用 （ハ）中心静脈注射を実施
（ニ）人工腎臓かつ重篤な合併症
（ホ）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施
（ヘ）身体障害者4級以上に該当し、かつストーマの処置を実施
（ト）経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養状態 （チ）褥瘡に対する治療
（リ）気管切開状態
※予防は算定しない。

送迎加算 184円（片道につき）
※利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅までの送迎を行なった場合。

療養食加算 8円（1日につき3回を限度）
※医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士又は栄養士が利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供し、管理されている場合。

緊急時施設療養費
※利用者の病状が著しく変化した場合に、緊急その他やむを得ない事情により行われる、次にあげる医療行為。

緊急時治療加算 518円（1月に1回連続する3日を限度）
※利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円（1日につき）
※日常生活に支障をきたすおそれのある症状、若しくは行動がある認知症の利用者に、認知症介護に係る専門的な研修を修了している職員を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを行った場合。

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円（1日につき）
※認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準に加え、研修修了者（認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置）を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施し、介護職員、

看護職員ごとに認知症ケア研修を計画、実施又は実施を予定している場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算 **200円（1日につき）**
※医師が、認知症の行動・心理症状を認め、在宅生活が困難で緊急に入所することが適当であると判断した場合。入所日から起算して7日を限度

生産性向上推進体制加算（Ⅰ） **100円（1月につき1回）**
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。
・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
・ 職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合。
・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行った場合。

生産性向上推進体制加算（Ⅱ） **10円（1月につき1回）**
・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合。
・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提出（オンラインによる提出）を行った場合。

(4) その他の料金

① 食費

- ・朝食、昼食、夕食 別紙2のとおり

(ただし、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり)

- ・従来型個室、多床室 別紙2のとおり

(ただし、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

③ 特別な室料(1日当たり)

- ・個室 別紙2のとおり

*上記①「食費」及び②「居住費」においては、負担限度額段階(第1段階から3段階まで)により異なります。

負担限度額段階(第1段階から3段階まで)

		一般課税	第1段階 ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	第2段階 ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	第3段階① ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以上120万円以下の方	第3段階② ・世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円以上の方
食費		1,640円	300円	600円	1,000円	1,300円
居住費	個室	1,680円	550円	550円	1,370円	1,370円
	多床室	540円	0円	430円	430円	430円

③ 理美容代

実費

④ 文書料

実費

※内容によって料金が異なります。

⑤ 電気使用料（1機種につき）

実費

④ その他

- ・日常生活費（個人用の日用品費）

リンスインシャンプー・手洗い石鹸・ボディソープ等は施設でご準備し利用料は徴収いたしません。利用者等の希望により個別に使用したい物品がある場合は、各自でお持込下さい。

おしぼりは施設でご準備できますが、利用者等でお持込いただく場合は、費用負担はありません。

おしぼり 1回 実費
(施設にて準備 利用者等の持込)

ハミングッド（口腔清拭用スポンジブラシ）は施設でご準備できますが、利用者等でお持込いただく場合は、費用負担はありません。

ハミングッド 1回 実費
(施設にて準備 利用者等の持込)

- ・教養娯楽費（個人用のクラブ活動等の材料費）

利用者等の希望により、施設で準備した材料をご利用いただく場合にお支払いいただきます。

喫茶材料費 1回 実費
(希望する 希望しない)

書道材料費 1回 実費（半紙・墨汁）
1回 実費（大筆1本・小筆1本）※初回と消耗時
(希望する 希望しない)

（4）お支払い方法

- ・請求書は、翌月15日前後に、ご希望の方法で発送いたします。
- ・お支払い方法は、原則口座振替（振替手数料は施設負担）をお願いしておりますが、やむを得ず、他の方法をご希望の場合や、お支払い方法の変更などにつきましては、下記までお申し出ください。
- ・口座振替をご利用の方は、毎月25日頃に指定口座から振替させていただきます。領収書は翌月の請求書に同封いたしますが、受取りをお急ぎの方は、下記までご連絡ください。
※口座振替の新設又は変更の場合：手続きが振替日までに間に合わない時は、翌月の振替となりますので、ご注意ください。
- ・現金でお支払いの方は、併設診療所窓口でお願いいたします。領収書はその場で発行いたします。
- ・利用料金の一部は医療費控除（対象額は領収書に記載）の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。

＜お支払い方法についてのお問い合わせ先＞

老人保健施設 なごみ：電話 0770-77-3184 又はなごみ診療所：電話 0770-77-2753

<別紙2>

料金表

食費	朝食	1食	370	
	昼食	1食	670	
	夕食	1食	600	
居住費		1日	1,680	540
特別な室料・個室（課税対象）		1日	1,010	—
理美容代（月1回実施）		1日	1,944	
文書料（診断書、利用証明書など）			実費	
電気使用量（1機種につき）		1回	82	
日常生活費（個人用の日用品費）	おしぼり	1回	9	
	ハミングッド（腔清拭用スポンジブラシ）	1回	23	
教養娯楽費 （個人用のクラブ活動等の材料費）	喫茶材料費	1回	実費 (300～500)	
	書道材料費（半紙・墨汁）	1回	40	
	書道材料費（大筆・小筆）	1回	1,080	

（単位：円）

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 なごみでは、利用者とその家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設 なごみを入所利用するにあたり、介護老人保健施設なごみ短期入所サービス契約書及び重要事項説明書、別紙1、別紙2、別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 なごみ
施設長 白崎 信二 殿

【請求書・明細書及び領収書、重要書類の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

[請求書受取方法] 郵送 その他 ()

[料金支払方法] 口座振替 銀行振込 併設なごみ診療所 窓口支払

※口座振替の新設又は変更の場合で手続きが間に合わない時は翌月の振替となります。

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

- 請求書・明細書及び領収書、重要書類の送付先と同じ
(チェックされた場合は、氏名等の記入は不要です)

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

[説明者]

印